平成２３年（フ）第６４号
大分県速見郡日出町豊岡1145―42、住民票上の住所大分県日田市上津江町川原3855番地２
破産者　矢崎　幸男
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第９９号
茨城県神栖市波崎1108番地２
破産者　宮田　　勲
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１４８号
埼玉県深谷市上野台3137番地２　フローラルパレスＣ―101号、開始決定時の住所埼玉県深谷市普済寺1641番地５
破産者　鏡　　和子
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３１８９号
横浜市緑区鴨居３丁目34番２号
破産者　大和田浩幸
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２２号
横浜市磯子区中浜町７番15号　メゾンドシルブルー104号
破産者　瀬沼　静雄
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４４号
横浜市磯子区杉田９丁目１番６―103号
破産者　望月　昌人
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８７号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目11番15号　アミークス茅ヶ崎Ｃ
破産者　津金　敏彦
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1376番地１の12の４
破産者　草野建創こと　草野真一郎
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１５７４号
京都市中京区間之町通御池上る高田町500番地　ポポラーレ御池403号
破産者　渡辺　康一
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８１号
京都市中京区壬生中川町10番地19
破産者　西原　正和
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
兵庫県加古川市野口町水足221番地の30　野口団地２―404号
破産者　辻　　錦吾
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
北九州市小倉南区南方１丁目５番26号
破産者　藤村めぐみ
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６９号
宮崎市平和が丘北町２番地５
破産者　山口　正人
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７０号
宮崎市平和が丘北町２番地５
破産者　山口　孝子
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０５号
宮崎市広島１丁目４番25号　加治屋ビル502号
破産者　小田　智博
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５６号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田8787―10、住民票上の住所宮崎県児湯郡新富町大字日置4955番地８
破産者　長友　文子
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５７号
宮崎県西都市大字南方2689番地５　市営椿原住宅１号棟112号
破産者　那須　恒雄
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６２号
宮崎市大字小松215番地４
破産者　平田　健一
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１２８０３号
東京都調布市八雲台１丁目３―10―２Ｃ
破産者　田仲　英治
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部